

総 発 第 2 6 8 号
令和 3 年 1 2 月 6 日

酒田市監査委員 大 石 薫 様
酒田市監査委員 進 藤 晃 様

酒田市長 丸 山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和3年11月2日付監発第47号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課 名	監 査 結 果	措 置 内 容
八幡総合支所	指摘事項 ○「財産に関する調書」への記載が漏れているもの 契約検査課の備品台帳一覧（R3.8.31現在）に記載されているが、決算関係書類である「財産に関する調書」への記載が漏れているものがあった。 令和3年度の決算においては遺漏のない調書を作成すること。 また、現在、契約検査課で各課に依頼している登録物品の現状と登録内容の現況確認をしっかりと行うとともに、財務規則に規定している毎年1回以上の物品の出納保管の状況調査等を行い、適正な物品管理を行うこと。	11月25日までに、契約検査課と情報共有を行い、指摘のあった『ホリゾント幕』については、令和3年度以降の決算関係書類の「財産に関する調書」に掲載されることを確認した。 今後は、酒田市財務規則第122条（重要物品の特定）に従い、物品の適正管理を行っていく。
八幡総合支所	注意事項 ○補助金等交付事務手続きが、補助金交付要綱どおり行われていないもの 八幡衛生組織連合会活動費補助金	適正な事務処理が行えるよう、係内で補助金等交付規則、要綱等の内容について確認を行った。令和3年度以降は、規則、要綱等に則り適正な事務処理を行っ

		<p>交付要綱第7条で、補助対象経費の20パーセント以内の経費配分の増減は、軽微な変更とし、補助事業等変更申請書の提出を要しないと定めているが、経費配分の増減が20%を超えているにもかかわらず、変更承認手続きがされていなかった。</p> <p>補助金等の交付について、補助金等交付規則、要綱等に則り適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>ていく。</p>
八幡総合支所	注意事項	<p>○経費の使途が補助金交付要綱の交付要件を満たしていないもの</p> <p>八幡衛生組織連合会活動費補助金について、交付要綱で補助対象経費として規定されたもの以外の経費が計上されている。</p> <p>補助金の使途について、飲食費や懇親会費など社会通念上、公金で賄われることがふさわしくない経費は補助対象経費から除外して、補助金等交付規則、補助金交付要綱等に則り適正に事務処理を行うこと。</p>	<p>予算編成要領等を参考に、飲食費や懇親会費など社会通念上、公金で賄われることがふさわしくない経費については補助対象経費から除外し事務処理を行っていく。</p>
松山総合支所	指摘事項	<p>○内部けん制が的確に機能していないもの</p> <p>平成28年から地域おこし協力隊員による公用車の事故が頻繁に起きていることから、平成30年度及び令和元年度の定期監査において、続けて改善事項、口頭注意事項としている。</p> <p>これを受け、自動車学校での運転講習参加や交通規範の徹底、公用車管理の適正化を行っていたにもかかわらず、令和2年度には公用車の未報告自損箇所が2つ見つかった。</p> <p>これまで所管部局として適正に対処してきたとは言い難いので、今後は原因を十分検証の上、地域おこし協力</p>	<p>今年度に着任した協力隊員については、週次連絡の際に、交通規範や公用車の適正使用について指導している。運転日誌についても定期的に確認している。</p> <p>交通安全の意識向上のため、11月17日に市の交通安全専門指導員の講座を受講した。加えて、12月中に自動車学校での安全運転講習を受講予定である。</p> <p>現在、「酒田市地域おこし協力隊車両運行管理規程」を作成するため、関係部署で協議している。規程を策定後は、規程に従って公用車の適正管理を徹底する。</p> <p>来年度から、協力隊員の公用車ヘドラ</p>

		<p>隊員に対する一層の指導徹底を行うこと。</p>	<p>イブレコーダーを設置予定である。</p>
<p>松山総合支所</p>	<p>指摘事項</p>	<p>○前年度指摘事項への対応について 適切か疑義があるもの</p> <p>○仕様書が適正か疑義があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度指摘事項として、「委託契約書に、業務内容に関する記載が示されていないため、業務の適正な履行の確認ができない」としたものに対し、対応状況として、委託契約書に「業務内容は別紙仕様書による」と記載して、仕様書を添付している。との回答があった。 <p>実際は、仕様書の添付はあるものの、業務委託契約書に「業務内容は別紙仕様書による」との記載がないため、委託業務の内容が明確化されていないまま契約が行われていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約方法が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第2号による1者随意契約となっているが、業務内容はウォーキング事業の開催なので、2号に該当するか疑義がある。 ・仕様書の認定伺に入札または見積に付する調書（予定価格）の資料がなく、仕様書内に金額が記載されている。 ・相手方に見積書の提出依頼をする際に提示している仕様書に、「委託料の支払い」として委託金額が記載されている。 ・相手方よりウォーキングのイベント開催のため2名の協力依頼があり、委託業務にもかかわらず支所職員が業務として参加している。土曜日のため振替休日を取得している（時 	<p>来年度から、仕様書へ業務内容を明確に記載する等、内容を見直す。また、認定伺には見積に付する調書も添付する。</p> <p>業務委託契約書には「別紙仕様書に基づく」等の記載をするなど、適正な様式へ変更する。</p> <p>この事業はウォーキングに加えて、松山の自然や地域の魅力を伝え、交流人口拡大を図る地域振興の一環として開催しているため、随意契約ガイドライン「⑩市の政策目的を達成するため」に該当する。当該団体は、地域に根差した団体で、案内や地元PRなどに特別な優位性があるため、地域振興の面から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用したいと考えている。</p> <p>次回から、委託した業務について職員の協力は行わない。</p>

		<p>間外手当も発生していると思われる)。</p> <p>令和2年度の指摘事項に対する対応を行うとともに、委託業務の内容を明確化し、さらには地方自治法等の法令を順守した業務に努めること。</p>	
松山総合支所	注意事項	<p>○契約内容の履行確認が不十分なもの</p> <p>委託完了通知書に作業日等の記載がなく、添付されている写真の限りでは、作業内容が仕様書のとおりを実施されているか不透明であり、合格判断に疑義が残る。</p> <p>債務の履行確認や実績報告の確認が行えるよう、適正な完成報告書等の提出を行わせること。</p>	<p>場外馬券発売所周辺美化事業の草刈りの業務完了報告書については、来年度から作業日の記載をする等、適正な様式へ変更する。</p> <p>また、清掃の作業日報についても、作成を徹底し、適正に履行確認を行う。</p>
平田総合支所	注意事項	<p>○履行確認が不十分なもの</p> <p>業務委託契約書で月ごとの業務完了報告書の提出をもとめているが、提出がされていないまま委託料を支払っている。</p> <p>契約内容に基づき業務完了報告書の提出を受け、回覧後、完了検査を行い、適切な債務の履行確認に努めること。</p>	<p>10月15日に契約内容に基づき業務完了報告書の提出を依頼、10月分より報告を得た。(平田総合支所庁舎機械警備業務委託、ひらたタウンセンター警備保障業務委託)</p>